

令和7年3月28日  
文部科学大臣決定  
令和7年12月16日一部改正

## 科学技術人材育成費補助金(研究開発マネジメント人材に関する体制整備事業)交付要綱

### (通則)

第1条 科学技術人材育成費補助金(研究開発マネジメント人材に関する体制整備事業)(以下「補助金」という。)の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)に定めるものほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)に対し、独立行政法人日本学術振興会法(平成14年法律第159号)第15条第1号に基づき振興会が行う業務に要する経費として補助し、振興会が行う事業の円滑な推進を図り、我が国の科学技術を担う優れた人材を育成し、その活躍を促進し、もって科学技術の振興に資することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、適正化法第2条第3項に規定する補助事業者等とは振興会とし、適正化法第2条第6項に規定する間接補助事業者等とは第4条第1項第1号の規定により振興会から補助金の交付を受けた機関とする。

### (交付の対象)

第4条 文部科学大臣(以下「大臣」という。)は、振興会が行う次の各号に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を対象に補助金を交付するものとする。

- 一 研究開発マネジメント人材の活躍を促進し、全国の大学等の研究力を強化するため、我が国全体の研究開発マネジメント人材の量的不足の解消及び質の向上を図るとともに、適切な待遇・キャリアパスの確立を推進する事業。
  - 二 前号に係る審査・交付等事業で次に掲げるもの。
    - (1) 公募、審査に関する事業。
    - (2) 間接補助事業者等への補助金の交付、進捗管理、評価等に関する事業。
    - (3) 研究開発マネジメント人材に関する情報・成果の収集・展開等に関する事業。
- 2 補助対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)とし、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (交付の申請)

第5条 振興会は、補助金の交付の申請をしようとするときは、交付申請書(様式第1)を大臣に提出しなければならない。

- 2 振興会は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### (交付の決定等)

- 第6条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、交付決定通知書(様式第2)により速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を振興会に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。
  - 3 前条の交付の申請書が文部科学省に到達してから第1項の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
  - 4 振興会は、補助金の交付決定を受けたときは、交付された補助金のうち第4条第1項第1号に規定する事業の額に相当する金額を速やかに間接補助事業者等に交付しなければならない。

#### (申請の取下げ)

- 第7条 振興会は、補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の取下げをしようとするときは、前条第1項の通知を受けた日から15日以内に交付申請取下げ書(様式第3)を大臣に提出しなければならない。

#### (経費の効率的使用等)

- 第8条 振興会は、補助事業を遂行するため売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

#### (補助事業の変更等)

- 第9条 振興会が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第4)を大臣に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助事業の目的を変えないで、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
- (1) 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合
  - (2) 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の費目の額を補助対象経費の総額の30%または300万円のいずれか高い額以内で増減する場合
- 2 大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を附すことがある。
  - 3 振興会は、補助金の交付の決定後、間接補助事業者等より当該決定に係る補助金申請の取下げがあったときは、申請取下げ報告書(様式第5)を速やかに大臣に提出し、その指示に従わなければならない。
  - 4 振興会は、補助金の交付の決定後、間接補助事業者等に対し当該交付の決定の全部又は一部について取消しを行った場合及び当該取消しに係る部分に関し、補助金の返還をさせた場合においては、その内容並びに加算金及び延滞金に関する事項について、交付決定取消報告書(様式第6)又は補助金返還報告書(様式第7)を速やかに提出し、補助金並びに加算金及び延滞金に関する大臣の指示に従わなければならない。

#### (補助事業の中止又は廃止)

- 第10条 振興会は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに中止(廃止)承認申請書(様式第8)を大臣に提出し、その承認を得なければならない。

#### (事業遅延の届出)

- 第11条 振興会は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届(様式第9)を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

#### (状況報告及び調査)

第 12 条 大臣は必要があると認めるときは、振興会に対し、補助事業の状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

#### (実績報告書)

第 13 条 振興会は、補助事業が完了若しくは廃止の承認があった場合には、補助事業が完了若しくは廃止の承認があった日から4か月を経過した日又はその翌会計年度の7月 31 日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第 10-1)を大臣に提出しなければならない。

- 2 振興会は、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合(補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合)には、補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月 30 日までに、実績報告書(様式第 10-2)を大臣に提出しなければならない。
- 3 前2項の場合において、実績報告書の提出期限について大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
- 4 振興会は、第1項及び第2項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を大臣に提出しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第 14 条 大臣は、前条第1項の規定による補助事業の完了若しくは廃止に係る実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、振興会に確定通知書(様式第 11-1 又は第 11-2)により通知するものとする。

- 2 大臣は、振興会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 15 条 振興会は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(様式第 12)を大臣に提出しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前条第3項の規定は前項に基づく補助金の返還を命ずる場合において準用する。

#### (補助金の支払)

第 16 条 補助金の支払は、原則として第 14 条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)

第 22 条及び予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 58 条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払ることができる。

- 2 振興会は、前項により補助金の支払を受けようとするときは補助金支払請求書(様式第 13)を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

#### (交付決定の取消等)

第 17 条 大臣は、第 10 条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があつた場合又は次の各号の一に該当する場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 振興会が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - 二 振興会が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - 三 振興会が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
  - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 前項の規定により第6条の交付の決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

#### (財産の管理等)

- 第18条 振興会は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 大臣は、振興会が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。
  - 3 大臣は、間接補助事業者等が取得財産等を処分することにより、得た収入の全部又は一部について振興会に納付があった場合は、その納付額について国に納付させることができる。

#### (財産処分の制限)

- 第19条 取得財産等のうち施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の機械及び重要な器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。
  - 3 振興会は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を補助金の交付の目的に反して転用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、取壊し、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、財産処分申請書(様式第14)を大臣に提出し、あらかじめその承認を受けなければならぬ。
  - 4 振興会は、間接補助事業者等から財産処分の承認の申請を受けたときは、前項に規定する財産処分申請書を大臣に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。
  - 5 前条第2項及び第3項の規定は、第3項及び第4項の承認をする場合にそれぞれ準用する。

#### (補助金の経理)

- 第20条 振興会は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

#### (補助金交付の際附すべき条件)

- 第21条 振興会は、間接補助事業者等に補助金を交付するときは、本要綱第5条から前条の規定に準ずる条件を付さなければならない。

#### (電磁的方法による提出)

- 第22条 振興会は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

#### (電磁的方法による通知等)

- 第23条 大臣は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令(以下「通知

等」という。)について、振興会が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は振興会に到達確認を行うものとする。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱に関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

この要綱は令和7年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年12月16日から施行する。